

福井県住宅確保要配慮者居住支援法人指定基準

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 40 条の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関する基準を次のとおり定める。

1 支援業務の実施に関する計画の基準（法第 40 条第 1 号、4 号、5 号関係）

支援業務の実施に関する計画が、次の各号の全てに適合すること。

- 一 福井県内に事務所を有しており、当該事務所で支援業務の事務を行うことができること。ただし、支援業務の実施に支障が無いと認められる場合はこの限りではない。
- 二 支援業務の実施のために必要な組織体制等を確保していること。
- 三 福井県内に支援業務を行う区域が定められていること。
- 四 支援業務の対象となる要配慮者の範囲が定められていること。また、特定の者につき不当に差別的な取扱いを行わないものであること。
- 五 支援業務の具体的な内容および実施方法が定められていること。
- 六 要配慮者からの相談や支援業務に関する苦情等に応ずるための体制が整備されていること。
- 七 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守するために必要な措置が講じられていること。
- 八 定款等において支援業務を実施するために必要な記載がされていること。または、支援業務の実施のための意思決定がなされていること。

2 経理的および技術的な基礎に関する基準（法第 40 条第 2 号関係）

指定を受けようとする法人が、次の各号の全てに適合すること。

- 一 支援業務の実施に必要な財源を有していること。
- 二 法人として債務超過の状態にないこと。
- 三 法第 42 条 1 号の支援業務について、下記のいずれかに適合すること。
 - (1) 定款において、支援業務の実施に関することが定められていること。
 - (2) 債務保証業務を実施しない場合は、支援業務の概要に関する事項として、必要が生じた場合に債務保証業務を行う旨または家賃債務保証業者登録規程（平成 29 年国土交通省告示第 898 号）の規定による登録家賃債務保証業者との連携を図る旨が定められていること。

四 法第 42 条第 2 号および第 3 号の支援業務について、下記のいずれかに適合すること。

- (1) 法第 42 条第 2 号および第 3 号の支援業務に関する実績があること。
- (2) 法第 42 条第 2 号の支援業務について実績があり、法第 42 条第 3 号の支援業務について、関係機関等と連携して支援業務が円滑に実施できる体制が構築されていると認められる場合。
- (3) 法第 42 条第 3 号の支援業務について実績があり、法第 42 条第 2 の支援業務について、支援業務が実施できる体制が整備されていると認められる場合。
- (4) 市町の推薦があり、支援業務の実施に支障がないと認められる場合。

五 住宅確保要配慮者に対し、行政機関と連携して以下の(1)～(3)の支援を行った実績があること。

- (1) 関係機関との連絡・調整
- (2) 賃貸人等との折衝、物件同行
- (3) 入居後の定期訪問

3 役員または職員の構成に関する基準（法第 40 条第 3 号関係）

次の各号のいずれにも該当しない者であること。

- 一 役員または職員が暴力団員等であること。
- 二 役員のうちに禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、または執行を受けることが無くなった日から起算して 2 年を経過しない者がいること等。

附 則

この基準は、令和 2 年 3 月 5 日から施行する。